

別表1（第5条・第6条関係）

補助対象経費	補助率	補助限度額
<p>補助事業に要する次に掲げる経費とする。</p> <p>① ソフトウェアの導入（使用料を含む。）費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パッケージソフト、新しく構築されたソフト、カスタマイズしたソフトの別を問わない。 ・ソフトウェアをライセンス契約に基づいて支払う使用料について、導入初年度分のみ、補助対象期間内の費用を対象とする。 ・契約期間が補助対象期間を超える場合、按分の上、補助対象期間分の費用のみ対象とする。 <p>②クラウドサービス利用費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバーの領域を借りる費用、サーバー上のサービスを利用する費用を対象とする。 ・契約期間が補助対象期間を超える場合、按分の上、補助対象期間分の費用のみ対象とする。 <p>③外注費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフトウェアの導入にかかる初期設定、システム構築費、導入作業費、システム保守費用などを外注する場合の費用を対象とする。 	2/3	60万円